

# 丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区保存計画

## 保存地区の概要

### (1) 沿革

笠島は瀬戸内海の南北を扼す塩飽諸島の中心島である本島の東端に位置する。ここは瀬戸内海交通の要衝であり、古来塩飽水軍の最重要拠点としての地位を占めていた。

笠島には城根、中之浦、新在家、山根、矢釜の5集落を有し、城根・中之浦は家並続きであるものの、新在家・山根・矢釜は山越えで離れている。

保存地区はその中心集落で港のある城根地区である。笠島といえば、一般にこの城根地区を指す。

建永二年（1207）法然上人が配流の途次に一時身を寄せた、地頭駿河權守保遠入道西忍の館は、この笠島の城山にあったし、16世紀後半に亡ぼされた代官福田又次郎は城山に居城をしていた。

塩飽の水軍は、天正5年（1577）信長より触掛りの特権を得、同18年（1590）秀吉は塩飽領1250石を船方650人に与え、家康もこれにならい、以来幕府まで、他に例を見ないいわゆる「人名」による自治が行われていた。

江戸初期には幕府御用船・水主役を務め、全国的な海上輸送を一手に引き受け、多くの船持衆が生まれ、豊かな漁場による漁獵運上がこれを補って、塩飽の最盛期を迎えていた。この頃、笠島は塩飽諸島中で最良の港（停泊地、修理場）であった。

しかし、元禄頃（17世紀末）から全国的に廻船業が成長するにつれ、塩飽の海運業は衰退の一途をたどり、18世紀中頃には他国へ出稼ぎに行かざるを得ない経済状況に陥り、笠島の港としての機能は与島に奪われてしまった。

出稼ぎは、これまでに培われてきた航海技術・造船技術の優秀さから、加子稼・大工稼が主で、「人名」はほとんど漁獵働はしなかった。こうして、中国地

方を中心に名を高めた塩飽大工が発生し、各地で活躍し始める事になり、時代が降るにつれてその傾向は増大する。

## (2)現況

出稼ぎは戦後にも続き、島に土地・建物を残しながら島外に居住して他の職に就くものが増加する。こうした人口流出は近年ようやく停滞したものの、大半が老人世帯となり、また空家の多い過疎地と化している。港は昭和初期に始まる埋め立て、護岸工事により、旧状の一部を残しながら漁港として改修され（ただし漁場は港の西に続く中之浦に集中する）、またこの港に通じる道路が城山の海岸沿いに設けられるなど、景観は変貌しつつある。しかし、集落内においては、新しい形式の建物は散在的にみられるに過ぎず、江戸後期以降の伝統的形式の家屋からなる集落景観をよく止めている。

このような状況に対し、昭和 55 年に笠島の住民を中心とした保存協力会が発足し、丸亀市の補助のもとで、主として痛みの激しい屋根の補修工事を行って、景観の維持につとめてきている。

## (2) 集落構成とその特質

上記の歴史的地理的諸条件は、塩飽の集落に、他地方の漁村集落、港町集落等とは一きわ異なる構成をとらせることになる。中でも笠島は、組織的で計画的な構成が取られている。現在に続く集落構成の成立時期については詳らかでないが、正保 4 年（1647）には現在と同規模を有し、既に分村の新在家が存在しているので、その形成は少なくとも塩飽が最盛期を迎えた近世初頭には遡るであろう。あるいは、城山の居城跡と集落構成との関係が現在では希薄であるものの、集落は港に表を向けるよりは、山手つまり旧地頭館の一郭の跡と伝える専称寺、あるいは代官福田市の居城跡（土塁・空堀を残す）の方向を表にしている点は、集落構成の基本が、居城にあった中世紀に遡るのを物語るのかもしれない。

集落は、北が海に面して港を擁し、他の三方は山で囲まれた、東西約 200m、南北約 200m を占める。東は居城のあった城山で、他の二方の山麓には、法然上人ゆかりの専称寺の他、真言宗 4 か寺（現在は廃寺）が集落を取り囲み、城山と相対する西の山麓には産土神を祭る尾上神社があり、集落の東西両端とほぼ中

央に恵比須神を祭り、港の東端には常夜燈を設け、港の中には「たで場」があった。

道路は、東の城山と北の光厳寺山の境に向かって南北に通る東小路、海岸線に並行して弓なりに曲がる東西道路のマッチョの通りを主道路とし、東西道路は両端で舟形となり、櫛状に海岸に向かって枝道が設けられる。西端にも山に沿って尾上神社前を通る南北道路があり、南の山に沿う東西道路の田中小路で東小路と呼ばれる。これらの道路は湾曲し、T字型、食い違い十字型に交わり、一部の道幅を変え、見通しできぬような組織的構成が取られている。江戸時代には、東小路、マッチョ、田中小路がともに「町通り」と称され、田中小路のほぼ中央南側に、年寄りの一人であった吉田家があった。

また、港寄りの主入口を示すような道路形態は見られず、港を裏とする宅地割が施されていて、集落人口は、港とは逆の泊へ通じる東小路の南端となる等の特性を見せる。この集落入口横には法然上人ゆかりの専称寺があり、また「人名」の墓碑（寛永4年・1627・銘の吉田彦左衛門の墓碑は国指定文化財）があって、村への出入りの度に拝したという。

なお、城山の東海岸を廻る道路は新設である。

### (3) 伝統的建造部分の特性

現在は山麓に並んでいた4か寺は廃寺となり、港は埋め立て、護岸工事によって形状を変え（ただし、防波堤の一部は旧位置に残る）、過疎化による建物倒壊は家並に歯抜けを生じ、また一部に新形式の家が見られるものの、いまなお往時の面影を色濃く残し、江戸時代の道路空間や建物の造形がよくわかる。

東小路、マッチョ通りの主要道路沿いには、江戸末期から大正期にかけて建てられた切妻造・片入母屋造・入母屋造本瓦葺平入形式のツシニ階造りで、上階を塗屋造とし、虫籠窓・格子窓を設け、下階は、腰格子付雨戸構えと、出格子・窓出格子を組み合わせた表構えとする町家形式の建物が立ち並び、間に土塀構えの家が散在する。特にアイストップを形成する家では、一部になまこ壁を設けて引き立たせるなど、すぐれた景観美を作り出している。一方、主道路から離れると長屋門構えの家が建ち主道路とは異なった道路空間が出現する。

塩飽の他集落では、長屋門を持つ家屋で道路空間を形成するのが原則で、笠島に属する新在家ではこの構成を取っている。笠島のような構成は塩飽で笠島とともに最重要集落であった泊に見出せるが、泊では笠島ほど組織的ではない。

また、港を有し、あるいは海に面する集落では、海に面して長屋門が立ち並ぶ構成がとられているのに、笠島では、港側に家屋の背面を見せていて、こうした点にも笠島の属性がある。

なお、東小路の西側建物前には石積みの排水路が海まで通じ、各家ごとに石を渡し、東小路とマッチョ通りの交叉差点部では、石橋が架け渡されていた。排水路は、一部コンクリートによる補修が施され、また蓋がかぶせられているところもあるが、こうした排水路も道路空間の質を高めている。特に主道路沿いの建物の地形石は、この周辺より一段と丁寧な仕事が施されている。

## 2.保存地区の保存に関する基本計画

### (1)保存の方向と保存地区の範囲

上記のような集落の持つ特性を生かしながら、伝統的建造物群並びこれらと一体をなす環境を保存し、加えて住民の生活環境の向上を配慮しながら、保存地区の修理、修景、復旧、管理に努めるものとする。

保存地区の範囲は、集落（城根地区）背後の山の一部を含めた範囲とする。特に城山は全体を含めたが、これは集落の景観上はもちろんのこと、城山には居城跡もあって、笠島集落の形成過程にとって歴史史上欠くことのできないものであることによる。他方港部分をはずしたのは、港が集落にとって裏側にあたり、この地区をふくみ中之浦の経済基盤となる漁港としての将来を考慮したことによる。

保存地区面積 13.05 ヘクタール。

### (2)保存の内容

ア)江戸期から昭和期にかけての建造物のうち、伝統的建造物群の特性を維持しているもの、あるいは景観を阻害していないと認められる家屋・土蔵・納屋・便所・井戸屋形・門・塀および堂・寺・神社・石祠等々について、その保存または景観上の保全を行う。

イ)伝統的建造物群と一体をなして歴史的景観を構成する物件として、石垣・石積みの排水路・井戸・道標・常夜燈等を対象にし、伝統的景観の保全・復旧を行う。また、地区内の宅地割・墓地・寺跡・城跡等の保全復旧を行う。

ウ)保存地区内にある伝統的建造物以外の建築物あるいは、空地等については、伝統的建造物群の景観と調和の取れた修景を行うものとし、特に空地に建造物等を新築するときは、調和の取れたものとする。

3.保存地区内における伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために、特に必要と認められる物件の決定

(1)様式の外観を持つもの。伝統的様式から少し逸脱すると認められるものでも、伝統的建造物群の特性を維持しているものと認められるもの。

#### 別表－1

(2)伝統的建造物群と一体をなす環境を保全するため、特に必要と認められる物件。

#### 別表－2

4. 保存地区内における建造物およびその他の物件の保存整備計画

(1)保存整備の基本方針

道路からの建築物の景観のみならず、その背景となる山容、さらには、城山並びに尾上神社境内から集落が一目されることを考慮の上、伝統的景観を失しないように修理・修景・復旧に努め、空間地の整備活用をはかるとともに、文化施設等を設けるなど、住民の生活向上をはかるような整備計画を進める。

(2) 伝統的建造物の修理・復元

伝統的建造物については、主として外観（建物についてはその四周及び屋根）を維持する修理とするが、伝統的形式にそぐわない改造・修理が加えられたものについては、復元修理をも考慮する。

(3) 伝統的建造物群以外の建造物の新築・増築・修理・模様替え、あるいは色彩の変更は、外観が伝統的建造物に類似したもの、または調和の取れたものとし、下記の基準に従う。

- ・屋根 瓦は黒色無釉の本瓦あるいは棟瓦。
- ・段数 表側はツシ二階造あるいはこれに類する形式とし、虫籠窓または格子窓とする。
- ・外壁 大壁造りで荒壁仕上げあるいは白漆喰仕上げとする。または一部を焼板堅張りとする。
- ・表構え 主道路沿いでは（東小路・マッチョの通り）、腰格子付雨戸構え、出格子構え、出窓格子構え、あるいはその組み合わせとする。  
主道路から入った所では、門・塀を設け、主屋は内側に引っ込め、雨戸構えとする。
- ・建具 木造あるいは茶褐色のカラーサッシュまたはこれに類するものとする。
- ・門 棟門あるいは長屋門、またはこれに類するものとする。
- ・塀 荒壁仕上げか白漆喰仕上げの瓦葺き土塀、またはこれに類するものとする。

#### (4) 宅地割りの保存

宅地は、敷地割りがわかるように整備し、できるかぎり保存するものとする。特に宅地で旧海岸線を示すものは（表2-3）、港側からそれが明瞭に把握できるように、その周辺を整備する。これは寺地も同様とする。

#### (5) 城山の整備

城山には中世の居城跡を示す土塁・空堀が残り、集落の形成過程に欠かせないものであるので、保存整備する。

### 5. 保存地区の保存のために必要な管理施設の設置ならびに整備計画

#### (1) 管理施設等

保存地区内の管理のため、標識、説明板、案内板等を伝統的景観を損なわない形式・構造で設置する位置する。

(2) 防災施設等

- ア) 防災灯等を備える。デザインは保存地区にふさわしいものとする。
- イ) 地区内に防災施設として消火栓を要所に設置する。あるいは海水を利用する設備を設ける。

(3) 電柱等の整備

電柱、架線等については、地下埋設、移設等によって、景観を阻害しないようとする。

(4) 道路

- ア) 保存地区内の道路の大半は旧道路面より相当高まり、雨水の家屋内への侵入、はね返りによる家屋等の損傷をまねいているので、旧道路面に復旧整備するものとする。道路の舗装等については、保存地区の環境にふさわしいものとする。
- イ) 排水溝の整備を行う。排水溝のうち、特に東小路のもの等は、景観上重要な構成要素の一つであり、石積みを修復するとともに蓋を取り除き復旧するものとする。
- ウ) 集落から居城跡のある城山への道路を補修し整備する。

(5) 駐車場等

駐車場は保存地区外に設け、保存地区内への車両の侵入は原則としてこれを禁止する。

(6) 伝統的建造物群の一般公開

伝統的建造物のうち何棟かは、見学者に伝統的生活仕様が理解できるように、その内部を公開する。

(7) 塩飽の伝統文化を展示する施設の整備

伝統的建造物を利用して伝統文化の展示設備とするか、あるいは新しい施設を設ける。新しい施設を設ける場合には、伝統的景観にあった形式構造とする。

別表1 伝統的建築物

番号	図面土地番号	住 所	物件番号	員数
1	2	本島町笠島284	主屋	1棟
2	4	274	附属屋	1棟
3	5	272、273	主屋 附属屋	1棟 2棟
4	6	271	主屋	1棟
5	7	264-2、270	主屋 附属屋	1棟 2棟
6	8	263	主屋	1棟
7	10	261	主屋	1棟
8	11	265	主屋	1棟
9	14	269	附属屋	1棟
10	15	268	主屋 附属屋	1棟 1棟
11	17	266	附属屋	2棟
12	18	259	主屋	1棟
13	19	258	主屋	1棟
14	20	257	主屋	1棟
15	21	247	主屋 附属屋	1棟 1棟
16	23	244	主屋 附属屋	1棟 1棟
17	24	248	主屋	1棟
18	25	249-1、249-2	主屋 附属屋	1棟 1棟
19	26	237	主屋 附属屋	1棟 2棟
20	27	236	主屋 附属屋	1棟 2棟
21	29	227	主屋 附属屋	1棟 1棟
22	45	250	主屋	1棟
23	46	252	主屋 附属屋	1棟 1棟

番号	図面土地番号	住 所	物件番号	員数
2 4	5 0	本島町笠島 2 5 5	主 屋	1 棟
2 5	5 1	2 5 6	主 屋	1 棟
			附属屋	4 棟
2 6	5 6	2 2 9 - 8、3 2 2 - 1, 3 2 3	主 屋	1 棟
			附属屋	1 棟
2 7	5 7	3 2 0、3 2 1、3 2 2 - 2	主 屋	1 棟
			附属屋	1 棟
2 8	5 8	3 2 7	附属屋	1 棟
2 9	5 9		附属屋	1 棟
3 0	6 0	2 2 9 - 9	附属屋	1 棟
3 1	6 2		主 屋	1 棟
			附属屋	3 棟
3 2	6 3	3 4 4	主 屋	1 棟
			附属屋	1 棟
3 3	6 4	3 4 6	主 屋	1 棟
3 4	6 5		主 屋	1 棟
			附属屋	1 棟
3 5	6 6	3 4 5	主 屋	1 棟
			附属屋	2 棟
3 6	6 7	3 5 4	主 屋	1 棟
3 7	6 8		主 屋	1 棟
			附属屋	1 棟
3 8	7 0	3 5 6 - 2	主 屋	1 棟
3 9	7 3		主 屋	1 棟
4 0	7 5	3 8 6 - 1、3 8 8	本 殿	1 棟
			拝殿幣殿	1 棟
			荒 神	1 棟
			宝 藏	1 棟
4 1	8 0	3 4 8	主 屋	1 棟
			附属屋	1 棟
4 2	8 1	3 4 3	附属屋	1 棟
4 3	8 3		主 屋	1 棟
4 4	8 7	3 3 7	主 屋	1 棟
			附属屋	2 棟

番号	図面土地番号	住 所	物件番号	員数
4 5	8 9	本島町笠島 3 3 5	主 屋	1 棟
4 6	9 0	3 3 4	主 屋	1 棟
4 7	9 1	3 3 3	主 屋	1 棟
4 8	9 2	3 2 8	主 屋	1 棟
4 9	9 4	3 3 0 - 2	主 屋	1 棟
5 0	9 5	3 3 2	主 屋	1 棟
5 1	1 0 1	3 1 4, 3 1 5	主 屋 附属屋	1 棟 1 棟
5 2	1 0 2	3 1 3、3 1 6	主 屋	1 棟
5 3	1 0 3	3 1 2	主 屋	1 棟
5 4	1 0 4	3 0 5	主 屋 附属屋	1 棟 1 棟
5 5	1 0 6	3 0 6	主 屋	1 棟
5 6	1 0 7	3 0 4	主 屋	1 棟
5 7	1 0 8	3 0 3	主 屋 附属屋	1 棟 2 棟
5 8	1 0 9	3 0 2	主 屋 附属屋	1 棟 2 棟
5 9	1 1 0	3 0 0、3 0 1	主 屋	1 棟
6 0	1 1 1	2 9 0、2 9 1	主 屋	1 棟
6 1	1 1 2	2 8 9 - 2	主 屋	1 棟
6 2	1 1 6	4 3 2	本 堂 庫 裏	1 棟 1 棟
6 3	1 1 7	2 8 7 - 2	堂	1 棟
6 4	1 2 1	2 9 7	主 屋	1 棟
6 5	1 2 3	4 0 7 - 1、4 0 8	附属屋	1 棟
6 6	1 2 4	4 0 7 - 2	主 屋	1 棟
6 7	1 2 6	4 0 4	主 屋	1 棟
6 8	1 2 9	3 9 2	主 屋 附属屋	1 棟 1 棟
6 9	1 3 2	3 9 5	主 屋	1 棟
7 0	1 3 3	3 9 5	附属屋	1 棟
7 1	1 3 9	3 8 9 - 1	主 屋 附属屋	1 棟 1 棟

番号	図面土地番号	住 所	物件番号	員数
72	141	本島町笠島666	主 屋	1棟

別表3 伝統的建造物および保存する物件以外で修景を必要とする建築物・空地・畠地

3-1 【修景を必要とする建築物】

番号	図面土地番号	住 所	物件番号	員数
1	3	本島町笠島275、276	主 屋	1棟
2	30	227	附属屋	1棟
3	31	229-1	主 屋	1棟
4	35	229-11	附属屋	2棟
5	38	229-11	主 屋 附属屋	1棟 1棟
6	39	229-15	附属屋	3棟
7	40	232	主 屋 附属屋	1棟 1棟
8	44	251	主 屋	1棟
9	47	253-1、254-1	主 屋 附属屋	1棟 1棟
10	48	229-5	主 屋	1棟
11	52	317-4	主 屋	1棟
12	54	317-2、317-3	主 屋	1棟
13	58	327	主 屋	1棟
14	59	324	主 屋	1棟
15	61	229-10、325	主 屋	1棟
16	67	354	附属屋	1棟
17	69	356-1	附属屋	1棟
18	71	357-1	附属屋	1棟
19	77	352	主 屋	1棟
20	78	350	附属屋	2棟
21	79	349、351	附属屋	1棟
22	84	340	附属屋	1棟
23	86	338	主 屋	1棟
24	93	329、330-1	附属屋	3棟

番号	図面土地番号	住 所	物件番号	員数
25	105	本島町笠島307	主 屋	1棟
			附属屋	2棟
26	118	293	主 屋	1棟
			附属屋	1棟
27	128	391	主 屋	1棟